年　　月　　日

**羽島市環境方針配慮誓約書**

羽　　島　　市

環境管理総括者　様

住　　所

業者名

代表者名　　　　　　　　　　　　　　㊞

　羽島市の業務を受注した際には、羽島市が規定する下記の環境方針の基本理念及び基本方針に配慮することを誓います。

記

環　境　方　針

１　基本理念

　　羽島市は木曽川・長良川両河川に挟まれ、市域の４割を田園に占められた水と緑に恵まれた街である。この恵まれた自然をいつまでも大切に保存し、後世に伝えていくことは今に生きる我々に与えられた使命である。

　　そこで、私たちは木曽川・長良川のもたらす自然の恵みと共生しながら将来に向かって住みやすさを実感できる街づくりを推進し、環境保全に向けて行動する市民や企業が増え、公害の少ない地域を実現するために「ともにつくる、明日につながる　元気なまち羽島」を将来都市像とした「第５次総合計画」を策定しました。

　　そこで、羽島市役所自らが率先して地球環境問題に具体的に取り組むことを明らかにするとともに、これまで以上に環境の保全に努め、快適な環境の創出を目指します。

２　基本方針

　　羽島市役所は、地球環境問題の解決に寄与するため、継続的な環境の保全・改善に取り組みます。

（環境に配慮した事務・事業の推進）

（１）施策の遂行、事務・事業の実施にあたっては「環境意識」「自然志向」をキーワードとして、計画段階から執行に至るまで、常に環境問題への影響に配慮しつつ事務・事業を推進します。

（省エネルギー・省資源・リサイクルの推進）

（２）庁舎内の省エネルギー、省資源及びリサイクルを推進し、率先して環境問題に取り組みます。

（法規制及びその他の要求事項の順守）

（３）環境関連法令及び市役所が同意するその他の要求事項を順守し、継続的な環境の保全・改善を進めます。

（環境目的・目標の設定）

（４）環境の保全・改善のために、環境目的・目標を設定し、継続的に見直します。

（組織の整備）

（５）環境マネジメントに対する組織・運営体制を整備し、責任所在の明確化を図り環境保全・改善活動に取り組みます。

（職員の教育・実践の徹底）

（６）公務員としての役割を認識し、環境保全・改善に対する一層の意識の向上を図るため、教育・訓練を徹底、実践を通して市民・事業者の規範となるよう努めます。

（開かれた市政）

（７）環境方針に限らず、市役所が保有する環境に関する情報は、市役所内外に公表します。また、市民や職員などからの意見、提言を積極的に取り入れて事務・事業に反映します。

　　　なお、環境方針の職員等への周知は、環境方針の提示及び環境方針カードの配付により行う。

　　　また、基本方針（７）に定める市役所内外への公表については、市の広報紙等により公表します。